

沖縄県の最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ずチェック、最低賃金。

地域別最低賃金

令和3年10月8日から

時間額 **820円**

特定(産業別)
最低賃金

【新聞業】

令和3年
11月12日から

時間額

853円

※【自動車(新車)小売業】、【各種商品小売業】、【糖類製造業】、【清涼飲料、酒類製造業】、【畜産食料品製造業】は改正がありませんでした。このため令和3年10月8日から地域別最低賃金が適用されます。

時間額 **820円**